

いわき市防災ラジオの無償貸与に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、災害時等において市等から発信する重要な緊急情報を受信することができるいわき市防災ラジオ（以下「防災ラジオ」という。）の使用貸借契約による貸与をすることにより、避難行動要支援者等の迅速かつ安全な避難に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災ラジオ 株式会社いわき市民コミュニティ放送が運営するFMいわきのエフエム放送（76.2メガヘルツ）を受信することが可能であり、かつ、市及びFMいわきから発信される緊急割込放送による自動起動機能を備えたラジオをいう。
- (2) 無償貸与 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和41年10月1日いわき市条例第28号）第7条の規定により、市が防災ラジオを無償で貸し付けることをいう。
- (3) 避難行動要支援者 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。

(無償貸与する物品)

第3条 無償で貸与（以下「無償貸与」という。）をする物品は、防災ラジオ（付属品を含む。以下同じ。）とする。

- 2 防災ラジオの無償貸与は、1対象者につき1台を限度とする。
ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(無償貸与の対象者)

第4条 無償貸与の対象者は次の各号のいずれかに該当する市内に住所を有する個人又は市内の団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自主防災組織代表者
- (2) 民生委員及び児童委員
- (3) 市内に住所を有する世帯の世帯主

(無償貸与の期間等)

第5条 防災ラジオの無償貸与の期間は、無償貸与を開始した日から市長が貸与を必要と認めなくなるまでの期間とする。

(申請及び決定)

第6条 無償貸与を希望する者は、いわき市防災ラジオ無償貸与申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第1号及び第2号に該当するもののうち市長が認めるものは、前項の申請書の提出を省略することができる。

3 市長は、前項の申請書の提出があつた場合には、その内容を審査の上、無償貸与の可否を決定するものとする。

(返還)

第7条 市長は、無償貸与を受けた者(以下「借受者」という。)に対し、次のいずれかに該当するときは、防災ラジオを返還させることができるものとする。ただし、第4条第1項第1号及び第2号に規定する借受者がその身分を失った場合は、その後任と認められる者に対し継続して貸与することができるものとする。

(1) 第4条第1項各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) この要領に違反したとき。

(3) その他無償貸与を継続することについて市長が不適当と認めたとき。

(台帳への登録)

第8条 市長は、防災ラジオの管理を適切に行うため、いわき市防災ラジオ管理台帳(様式第2)を整備するものとする。

(目的外使用の禁止)

第9条 借受者は、防災ラジオを適切に維持管理し、これを譲渡、貸与又は担保に供するなど目的外に使用してはならない。

(費用の負担)

第10条 防災ラジオの維持管理に係る経費は、次に定めるとおりとする。

(1) 故障等貸与者の過失によらない原因により不具合が生じた場合は、市の負担で修繕する。

(2) 防災ラジオの使用に係る電気料、電池の交換等に要する費用及び貸与者の故意又は重過失による場合の修理費用は、貸与者の負担とする。

(補足)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月13日から施行する。

この要領は、令和3年4月23日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

いわき市防災ラジオ無償貸与申請書

令和 年 月 日

いわき市長 様

防災ラジオについて、使用貸借契約を締結し利用したいので、裏面に記載された事項に同意した上で、いわき市防災ラジオの無償貸与に関する要領第6条第1項の規定により次のとおり申請します。

申請区分	☐ (1) ☐ (2) ☐ (3)
------	--

申請者	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	
	住 所	〒
	電話番号	(自宅・携帯)

使用者	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	
	住 所	〒
	電話番号	(自宅・携帯)

※ 申請者と同じ場合は、記入の必要はありません。
※ 無料貸与は、1世帯1台とし、防災ラジオを必要としなくなったとき、または、市から返還要請のあった場合は、返還をお願いします。

受信機管理番号	ID No.
上記のとおり防災ラジオを借用しました。 なお、防災ラジオを必要としなくなったとき、または、市から返還要請のあった場合は、速やかに返還します。 令和 年 月 日 いわき市長 様 住所 氏名	

いわき市防災ラジオの無償貸与に関する事項

いわき市防災ラジオの無償貸与にあたり、次の事項に同意します。

- 1 防災ラジオの適正な管理に努めること。
- 2 防災ラジオを他人に譲渡、又は転貸しないこと。
- 3 防災ラジオを必要としなくなったときは、速やかに防災ラジオを返却すること。
- 4 防災ラジオについて、故障、損傷、紛失等が発生したときには、速やかにいわき市に報告すること。
- 5 故意又は重過失により防災ラジオを損傷し、又は紛失したときには、修繕又は交換の費用を負担すること。
- 6 防災ラジオの使用に係る電気料金及び電池代を負担すること。
- 7 いわき市から防災ラジオの中止又は返還を求められたときは、速やかに利用を中止し、又は返還すること。

様式第2号 (第8条関係)

いわき市防災ラジオ管理台帳

[illegible]